

新型コロナウイルス感染症対策（換気）について エアコン設置に係る学校環境衛生検査について



新型コロナウイルス感染症対策（換気）について

新型コロナウイルス感染症予防対策として、教室が「密閉」とならないためには換気を適切に行う必要がある。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ （文部科学省）

第2章 3. 集団感染のリスクへの対応

(1) 密閉の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

新型コロナウイルス感染症対策（換気）について

「学校教育活動における熱中症予防対策等について（通知）」
（令和2年6月1日付け体健第129号の2 学安第99号の2）

- ・「2方向の窓」は、教室の対角線上の窓側と廊下側の両方の窓を、常時10センチメートル以上開けることを目安とすること。
- ・「教室の窓やドアを休み時間ごとに開放」は、概ね5～10分程度、窓等を全開にすることを目安とすること。
- ・「換気設備」について、換気扇を設置している場合には原則として常時稼働させること。換気扇を設置していない場合には、扇風機等による代用を検討すること。扇風機等を使用する場合は、安全に配慮しつつ、できるだけ高い位置に設置するなど扇風機等による風（気流）が、児童生徒に直接あたらないよう注意すること。

新型コロナウイルス感染症対策（換気）について

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。

②（中略）

③ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。



空調効率が下がるので、教室の温度が適温となるよう管理する。

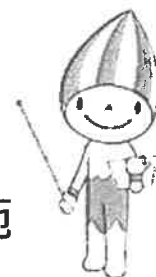
温度：17℃以上28℃以下であることが望ましい。（学校環境衛生基準）

エアコン設置に係る学校環境衛生検査について

空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等では、浮遊粉じん検査及び気流検査が必要である。



エアコンを設置した場合、年2回定期に実施



浮遊粉じん

人体の呼吸器へ直接影響を及ぼすとされる空気中に常に浮遊している微細な物質のうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子を検査する。

教室等における浮遊粉じんとして、たばこの煙、チョークの粉や土由来のほか、外気に由来するものが考えられる。

基準	0.10mg/m ³ 以下であること。
検査	粉じん計を用いて測定。
回数	毎学年2回
場所	学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。
省略	検査の結果が基準値の1/2以下となる場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。

気流

人体の快適性の観点から、室内には適度な空気の動きが必要であるが、強い気流は不快感を伴う。

窓等の開放による自然換気の場合でも適度な気流が必要であるが、冷暖房機等の使用時の気流の強さについて検査する。

基準	0.5 m/秒以下であることが望ましい。
検査	0.2 m/秒以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定
回数	毎学年2回
場所	学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。
省略	なし

薬物乱用防止教室について



薬物乱用防止教室の実施について

「第五次薬物乱用防止5カ年戦略」の中で、薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催等を通じた積極的な広報・啓発が必要不可欠であるとされています。

【第五次薬物乱用防止5カ年戦略】（平成30年8月薬物乱用対策推進会議）

（薬物乱用防止教室の充実強化）

薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

薬物乱用防止教室の実施について

① 平成30年度における薬物乱用防止教室の開催状況について

	薬物乱用防止教室実施率	学校保健計画への位置づけ
小学校段階	90.8%	99.1%
中学校段階	99.4%	95.0%

※義務教育学校の前期・後期課程の実績は小・中学校段階に分けて集計

※中学校段階では、実質100%実施（未開催1校：在籍者不在による）

② 薬物乱用防止教室講習会の開催中止について

県教育委員会では例年、薬物乱用防止教室を担当する教職員、学校薬剤師、保護司等の指導力向上を目的として標記講習会を開催している。今年度は可茂、飛騨地区の学校を会場として開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、開催中止とした。